

返金規定

当社が紹介した求職者が入社後、適法な貴社の規定に基づく懲戒解雇または自己都合（求職者の死亡、病気、または退職勧奨等の貴社の責めに帰すべき事由を除く）により退職するに至った場合、退職した日が入社後90日以内である場合に限り、下記の基準に基づき退職した月の翌月末日までに現金にて対価を返還いたします。この場合、貴社の依頼があれば、当社は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行います。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
退職日が入社後30日以内の場合	報酬額×80%
退職日が入社後60日以内の場合	報酬額×50%
退職日が入社後90日以内の場合	報酬額×20%

※ 入社後90日以内とは、入社日を含む暦上の日数で数えるものとする。